

(仮訳)

海軍省
在日米海軍
アジア太平洋地域 海軍郵便局 (9 6 3 4 9 - 0 0 0 1)
日本国政府
南関東防衛局
逗子市

逗子市

南関東防衛局

在日米海軍司令部

5710

Ser N01/0891

26 Nov 14

在日米海軍司令官と逗子市長の間の覚書

件名： F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

参照： (a) 2014年6月18日付施設分科委員会覚書 MEMO No. 5521
(b) 2014年11月21日締結現地実施協定書

添付書類： (1) F A C 3 0 8 7 共同使用公園運営指針
(2) 共同使用区域図
(3) スポーツエリア・緑地エリア図
(4) 火気使用制限区域・ペット／自転車通行区域図
(5) 基地同意ページ

1. 目的／背景

a. 本覚書 (MOU) は、F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設 (以下、F A C 3 0 8 7 という。) の指定された区域における逗子市による共同使用公園の管理運営のための在日米海軍司令部と逗子市の間で合意を、南関東防衛局の立ち会いのもと、形成する。本合意の目的のため、横須賀基地司令官が、本合意の条項を調整し、実施する責任のある在日米海軍基地司令官となる。

b. 本覚書は、参照 (a) 及び (b) に示された条項及び条件を実施するものであり、合衆国政府からの支出が要求されるものと解釈されてはならない。

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

2. 規模 本覚書は、本合意及び関連する参照文書の条項に限定される。
3. 合意 参照 (a) 及び (b) の内容を実施するため、F A C 3 0 8 7 の共同使用区域における管理運営に関する指針を別添 (1) に詳細に定める。F A C 3 0 8 7 の共同使用区域は、別添 (2) に特定されているとおりである。
4. 責任 本合意の当事者間の責任は、参照 (b) 第 2 2 項に記載されている。
5. 財務責任 財務責任は別添 (1) に示されている。支出責任に係るいかなる変更も、実施前に全ての当事者により合意される必要があり、本覚書の修正を必要とする。
6. 見直し/修正 その妥当性を確認するため、全ての当事者により 1 年毎に全体的な見直しが行われる。改正又は修正は、その実施前に、書面による同意及び全ての当事者が署名した本覚書の附属書が必要となる。
7. 有効日 本覚書は、承認権者の最終署名日に有効となる。
8. 期間/終了 本覚書は、予定される終了日の少なくとも 1 8 0 日前に全ての当事者への書面による通知により、全ての当事者によって終了されないかぎり、5 年の期間をもって、発行される。本合意は、6 年を越えて延長することはできず、全ての当事者が本覚書の内容を継続することに合意する場合は、新たな覚書が作成される。

(署名済) 2014 年 11 月 26 日

平井 竜一
逗子市長

(署名済) 2014 年 11 月 26 日

米海軍大佐 S. J. ウィーマン
在日米海軍司令部
副司令官兼参謀長

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(署名済) 2014年11月26日

伊藤 哲也
日本国政府立ち会い
南関東防衛局 企画部長

(署名済) 2014年11月26日

R. M. イナバ
米海軍日本管区司令部
財務局長 (暫定)

(署名済) 2014年11月26日

長谷川 邦之
日本国政府立ち会い
南関東防衛局 管理部長

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

F A C 3 0 8 7 共同使用公園運営指針

1. 公園管理

a. 公園管理事務所 通常の開園時間中は、逗子市が公園管理事務所に人員（英語対応可能な者を含む）を配置する。

b. 公園利用料金 日米地位協定に基づく合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族（以下、日米地位協定対象者という。）並びにその招待者には、駐車場料金を含め、公園利用料金は課されない。加えて、合衆国政府の公的な作業を行う者は、駐車場料金を課されない。

c. 開園時間

(1) 別添(3)に特定されるスポーツエリア（400mトラック、野球場及びテニスコートを含む）は、09:00～21:00とする。

(2) 別添(3)に特定される緑地エリア（スポーツエリア以外の全てのエリア）は、09:00～17:00とする。

(3) 休園日 休園日は、毎月最終月曜日及び年末年始（12月28日から1月3日まで）とする。ただし、最終月曜日が祝日の場合は、翌日以降の最初の平日とする。12月の最終月曜日が25日から27日に当たる場合、当該日は開園する。

(a) 閉園時は、一般市民の公園への立入りは許可されない。

(b) 日米地位協定対象者及びその招待者の公園への立入りは制限されない。

(c) 合衆国政府の公的な作業を行う者（契約業者を含む）の立入りは制限されない。

d. 自動販売機 逗子市ではなく、ネイビーエクスチェンジ（NEX）が公園内における自動販売機の運営及び維持管理を統制する。ネイビーエクスチェンジの自動販売機で使用される電力は計測され、その使用料は逗子市に課される毎月のユーティリティ料金から差し引かれる。自動販売機に係るいかなる問題も、ネイビーエクスチェンジ代表者とともに対処される必要がある。

別添(1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

e. 逗子市は、共同使用区域において、いかなる大規模な開発又は建設も、現地在日米軍代表者との事前調整及び書面による同意なしに実施しない。作業の規模及び事業の種類によっては、日米合同委員会を通じての承認が必要な可能性もある。

f. 本覚書に定めのない事項について疑義または問題が生じたときは、現地在日米軍代表者、南関東防衛局及び逗子市において、現地で問題の解決を試みるか、日米合同委員会に付託するものとする。

2. 公園規則全般

a. 公園におけるイベントの開催

(1) 一般市民がスポーツエリア及び緑地エリアにおいてイベントを行う場合は、逗子市長の許可が必要となる。

(a) 逗子市都市公園条例第3条1(4)に定義される、逗子市長により許可されるイベントは、公共の福祉に類するイベントでなければならない。

(b) 公園内で宗教的もしくは政治的イベントを開催することは、米国の方針及び規則に従って禁止される。

(c) 横須賀基地司令部が緑地エリアでイベントを行う前に、逗子市は、イベント実施日の2ヶ月前に通知を受ける。逗子市長の許可は必要ない。

b. 自転車の使用

(1) 公園内における一般市民による自転車の使用は、別添(4)に示される正面ゲートと久木ゲートの間の通行(歩行)区域に限定される。

(2) 日米地位協定対象者による公園内における自転車の使用は制限されない。

c. 公園内におけるペット 一般市民及び日米地位協定対象者は、下記及び別添(4)に示される場合を除いて、公園へのペットの持込みを許可されない。

(1) 一般市民は、ペットを伴い、正面ゲートと久木ゲートの間の共同使用区域を真っ直ぐ通過して良い。

別添(1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(2) 日米地位協定対象者は、ペットを伴い、米側専用区域への行き来のために共同使用区域を真っ直ぐ通過して良い。

d. 火気の使用を伴う活動

(1) 火気の使用を伴う活動は、別添(4)に示された場所1(400mトラックエリア)及び場所2(子ども遊び広場)に限定される。これらの場所において、一般市民が火気を使用する場合は、逗子市長の許可が必要となる。

(2) 日米地位協定対象者は、横須賀基地池子支所(以下、池子支所という。)から許可を得た後、上記に定められたエリアで、火気を使用してよい。池子支所は、逗子市に対して、必要な通知を行う。

(3) 別添(4)に示される場所3(緑地エリア)における火気の使用を伴う活動は、逗子市が緑地エリアを一般市民に開放する(2015年の秋頃の見込み)までの間、日米地位協定対象者が行うことができる。逗子市は、緑地エリアの公式開放日の30日前に、火気使用制限の変更について、池子支所に通知する。

3. 設備の維持管理

a. 逗子市は次のことを行う：

(1) 建物番号676内のエレベーターを維持管理する。

(a) 逗子市は日本の法律及び規則に従って、エレベーターを維持管理する。非常用インターホンにより双方向の非常通話を確保する。

(2) 建物676内の逆流防止弁を維持管理する。

(a) 逗子市は、横須賀基地に費用の負担をかけることなく、逆流防止弁の維持管理について責任を有する。逗子市が逆流防止弁の検査を実施できる状況になるまでの間は、横須賀基地が引き続き検査を行う。

(3) 共同使用区域内の消火栓を次のとおり維持管理する。

別添(1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

- (a) 消火栓は合衆国政府の基準及び仕様に従うものとする。
- (b) 消火栓の検査は、逗子市に費用の負担をかけることなく、米海軍が実施する。しかしながら、消火栓の修理又は交換が必要な場合には、逗子市はその費用を米海軍に償還するものとする。
- (c) 消火栓に伴う全ての水道使用料は横須賀基地が実施する検査時の放水を含め逗子市が負担する。
- (d) 南関東防衛局が共同使用区域の全ての消火栓のために水道メーターを設置するものとする。

4. 公園維持管理全般

a. 逗子市は次のことを行う：

(1) 逗子市は、公園内に日英併記の看板及び標識等を設置する。看板及び標識等は、横須賀基地司令部の看板及び標識等の設計基準が適用可能であれば、それに従うものとする。

(a) 逗子市は、英語の看板及び標識等について、横須賀基地司令部の指示に従うものとする。

(2) 逗子市は、共同使用区域の芝刈りについて責任を有する。

(a) 概ね3月から11月までの間、毎週芝刈りを行う。

(b) 運動場においては、最適な芝生の長さとして、1.5インチから2.5インチの間を維持する。

(c) その他のレクリエーションエリアにおいては、最適な芝生の長さとして、1.5インチから3インチの間を維持する。

(d) 上記の期間においては、毎週、各野球場のフェンス周辺の芝生を整え、ファウルラインの芝刈りを行う。

5. セキュリティ及び消防

a. セキュリティ保護

(1) 逗子市は、共同使用を開始する日から、公園の警備を行う責任を負う。

別添 (1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(2) 横須賀基地司令官は、日米地位協定第3条の規定に基づく全ての権限を保持する。

(3) 横須賀基地憲兵隊は、F A C 3 0 8 7 の共同使用区域において、日米地位協定対象者に対し、交通違反切符（自動車及び駐車違反）を切る管轄権を保持する。

(4) F A C 3 0 8 7 の正面ゲートの運用が新設正面ゲートに移行し、南関東防衛局により既存正面ゲートの車両検査場が完成されるまでの間、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、共同使用区域内に仮設車両検査場が設置される。

(5) 逗子市は、合衆国政府の機器、ユーティリティ及び通信ケーブルを保護するため、セキュリティ上必要な措置を採るものとする。

(a) 逗子市は、I T及び電話ケーブルのセキュリティのため、施錠できるハンドホールカバーを設置する。

b. 消防活動

(1) 消防活動は、一義的には、米海軍日本管区消防署の責任である。基地外の日本の緊急派遣センターが緊急通報を受けた場合は、米海軍日本管区消防署は、通報されれば、対応する。

(2) 追加的な消火活動支援は、1996年に逗子市と在日米海軍司令部との間で締結された消防相互援助協定に従い実施される。

6. 共同使用区域における車両の通行及び使用

a. 合衆国政府、日米地位協定対象者及びその招待者並びに合衆国政府のための作業を行う者による北側エリア（米側専用エリア）への車両の通行は制限されない。

b. 逗子市が公園のエントランスゲート及び／又は駐車場ゲートを設置する場合は、合衆国政府、日米地位協定対象者及びその招待者のアクセスが引き続き確保されるよう留意する。

別添（1）

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

c. 逗子市は、適切な看板を設置し、ドライバー及び一般市民に対して、公園内を運転又は歩行する際には最大限の公共の安全を確保するよう注意喚起する。

d. 池子支所は、使用できる媒体を用いて、ドライバーに対して、公園内を通行する際には最大限の公共の安全を確保するよう注意喚起する。

e. 横須賀基地司令部は、公園内を通行する合衆国政府及び契約業者の車両のスケジューリングについて、開園中の混雑しているピーク時に公園内を通行する車両の数を最小限とするため、最大限配慮する。公園内の車両の通行について、望ましい時間帯は、閉園時、又は、開園中の混雑していないピーク時以外の時間帯である。

f. 緑地エリアへの開園時間外の立入りについて、逗子市は、一般市民の立入りを防ぐため、緑地エリアの入口（久木トンネルに入る手前）に、適切な看板とともに、コーン又は同様の障害となるものを設置する。合衆国政府並びに日米地位協定対象者及びその招待者が使用する車両が通行できるよう、適切なスペースを空けておくようにする。

7. 環境保護

a. 逗子市は、自然資源及び野生動物の生息地の保護に最大限配慮し、共同使用区域が適切に維持管理されるようにする。

(1) 逗子市は、公園内における侵入動植物種の管理に係るいかなる作業についても、その実施前に、横須賀基地施設部環境課と調整する。

b. さらに、逗子市及び横須賀基地司令部は次のとおり対応する：

(1) 公園利用者が、野生動物及び外来種の植物を持ち込むのを禁止する。

(2) 公園利用者が、動物の捕獲、殺害、伐採及び公園から植物を持ち出すのを防止する。

c. 池子支所及び逗子市は、公園利用者に対し、公園内にはごみ箱がないので、各自のごみを集め、処理しなければならないことを通知する。

別添 (1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

8. スポーツエリア（400mトラック、野球場、テニスコート）の運営

a. 全体方針

(1) 各運動施設に次の情報を記した方針を掲示する：

- －米側専用使用
- －一般予約対象時間帯
- －予約方法（米側及び日本側の手順）

(2) 休園日及び通常の開園時間外は、各運動施設を施錠し、逗子市及び横須賀基地双方の代表者が鍵を保管する。

(3) 休園日及び通常の開園時間外は、全ての運動施設を日米地位協定対象者及びその招待者の専用使用とする。

(4) 日米地位協定対象者による運動施設の予約は、池子支所を通して公園管理事務所で行う。

(5) 開園時間外の日米地位協定対象者及びその招待者による施設の使用は制限されない。ただし、400mトラック、野球場及びテニスコートにおける閉園後（21：00以降）のナイター照明の使用は禁止とする。

(6) 米側専用使用テニスコートを除いて、各運動施設の設備、グラウンド等は、横須賀基地に費用の負担をかけることなく、逗子市により、適切に維持管理される。

b. 予約方針 運動施設の予約に当たっては、次の指針が用いられる：

(1) 米側専用使用枠 特定の米側専用使用枠は、8 c (5) 項及び8 d (2) 項に記載されている。

(a) いずれかの当事者による8 c (5) 項及び8 d (2) 項に記載されている米側専用使用枠の翌年度のための変更は、当事者双方により、日本の前会計年度の12月15日までに合意されなければならない。

別添 (1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(2) 米側公式イベント 米側専用使用枠に含まれない日本の翌会計年度の米側公式イベントの予約は、日本の前会計年度の12月15日までに、逗子市に提出され、認められなければならない。12月15日の期限後に提出されるイベントについては、逗子市は、要望された場所/時間が既に予約されていなければ、予約を受け付ける。

(3) 逗子市の予約 米側専用使用枠のスケジュールの作成後、逗子市による行政利用のための予約が行われる。

(4) 一般予約 逗子市による行政利用のスケジュールの作成後、逗子市は、日米地位協定対象者又は市民団体からの予約を受け付ける。

(a) 予約は、通常2時間単位、又は、逗子市に認められる場合は終日である。2時間の枠は次のとおりである。09:00~11:00、11:00~13:00、13:00~15:00、15:00~17:00、17:00~19:00、19:00~21:00

(b) 逗子市は使用日の属する月の2ヶ月前の初日から予約の受付を開始する。

(c) 400mトラック：予約の受付後、使用日の5日前までに予約が入らない枠がある場合、当該枠は無料の自由使用枠として、個人が予約なしで使用できる。自由使用枠について、21:00より前でもナイター照明の使用は禁止される。

c. 400mトラック

(1) トラックの使用は陸上競技に限定される。フィールド(トラックの内側)の使用は、陸上競技、サッカー、ラグビー及びフットボール等に限定される。

(2) 芝生の養生期間中(毎年12月中旬から4月末まで)は、フィールドの使用を禁止する。

(3) 専用使用枠においては、フィールド全面(トラック及びトラックの内側のフィールド)を一つのフィールド/スポーツ会場として使用する。

(4) 専用使用中は、安全性の理由により、トラックとフィールドの異なるスポーツ種目による同時利用は不可とする。例外として、日米地位協定対象者は、自己責任において、トラックにて個人的なフィットネス活動(ジョギング、ラ

別添(1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

ンニング等)を行うことができる。トラックが予約の主要な会場として使用される場合は、日米地位協定対象者は、トラックの使用は許可されない。

(5) ユーススポーツ、学校行事等を目的とした、日米地位協定対象者及び米側主催者の招待により参加するその他の人々向けに企画される活動のための米側専用使用枠は、次のとおり定められる：

毎年8月下旬から10月中旬までの期間

月曜日～木曜日： 16:00～19:45

土曜日： 08:00～14:00

毎年11月下旬から12月中旬までの期間

月曜日～木曜日： 16:00～18:00

土曜日： 08:00～12:00

d. 野球場1 (大)・野球場2 (小)

(1) ユーススポーツ、学校行事等を目的とした、日米地位協定対象者及び米側主催者の招待により参加するその他の人々向けに企画される活動のための米側専用使用枠は、次のとおり定められる：

毎週水曜日及び毎月最終月曜日 (休園日) 並びに次のとおり：

野球場1及び2 (大・小共通)

毎年4月中旬から6月中旬までの期間

月曜日～木曜日： 16:00～19:45

土曜日： 08:00～14:00

野球場1 (大)

毎年11月下旬から12月中旬までの期間

月曜日～木曜日： 16:00～19:00

土曜日： 08:00～12:00

e. テニスコート (3面)

(1) テニスコートは軟式テニス及び硬式テニスに限定される。

別添 (1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

(2) 米側専用使用：3面のうち1面を日米地位協定対象者及びその招待者の
専用使用に指定する(別添(3)に示すとおり)。

(3) 残りの2面は、日米地位協定対象者及び一般市民が予約により使用でき
る。

別添(1)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)


件名：FAC3087 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

共同使用区域図

共同使用財産

- (1) 土地：FAC3087の逗子市域約40ヘクタール
- (2) 建物：
 - 建物番号676 (管理事務所 約710平方メートル)
 - 建物番号782 (東屋 約27平方メートル)
 - 建物番号814 (トイレ 約42平方メートル)
- (3) 工作物：一式 (運動場等)



共同使用区域 : 

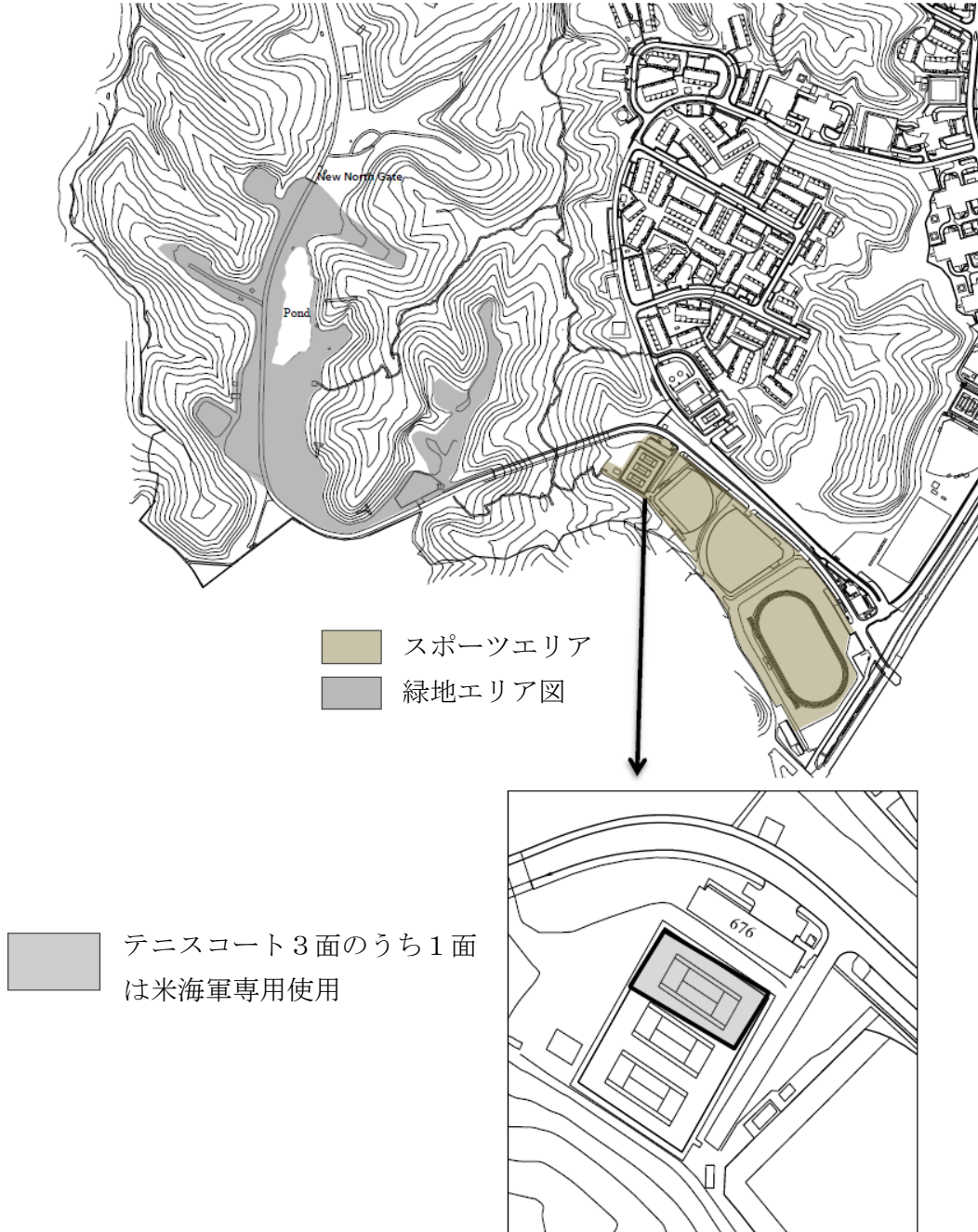
別添 (2)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

スポーツエリア・緑地エリア図



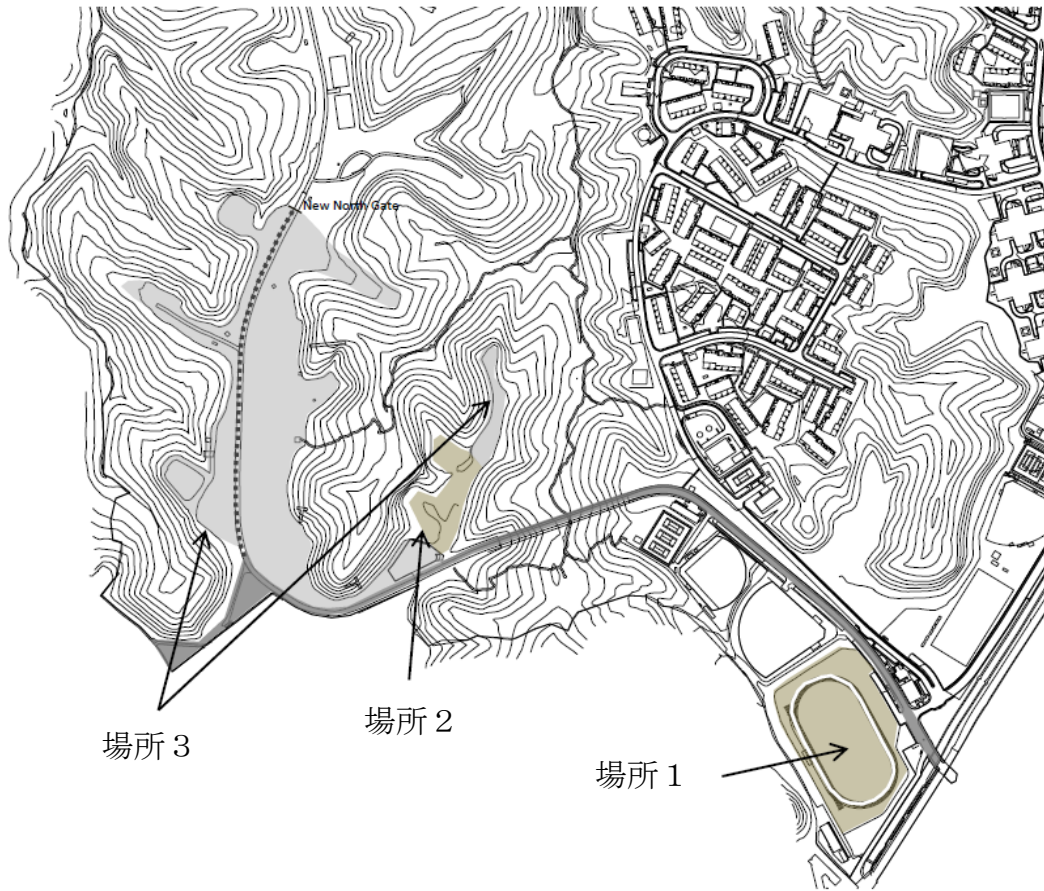
別添 (3)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

火気使用制限区域・ペット／自転車通行区域図



- : 場所 1 及び場所 2 火気の使用は禁止されない
- : 場所 3 2015年秋頃まで横須賀基地が火気の使用可能
- : 一般市民のペット／自転車通行区域
日米地位協定対象者のペット通行区域
- : 日米地位協定対象者のペット通行区域

別添 (4)

N57006-20141124-0006-MOU

(仮訳)

件名：F A C 3 0 8 7 池子住宅地区及び海軍補助施設における逗子市による
共同使用公園の管理運営のための覚書

基地同意ページ

覚書 (N57006-20141124-0006-MOU) は確認され、十分であると見なされた。

(署名済)

2014年11月26日

米海軍大佐 D. T. グレニスター

日付

別添 (5)

N57006-20141124-0006-MOU